

埼玉県職業能力開発協会費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、職業訓練及び技能検定の普及及び振興を図るため、これらを目的とする事業を行う埼玉県職業能力開発協会（以下「協会」という。）に対し、埼玉県職業能力開発協会費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金は、協会が職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第82条に規定する業務（以下「補助事業」という。）を行う場合に、当該補助事業の実施に要する経費のうち次の各号に掲げるものの一部について交付するものとする。

(1) 協会の事業の実施に要する経費のうち次に掲げるもの

ア 職業訓練振興事業に係る経費

イ 技能検定関係事業に係る経費

ウ その他職業能力の開発促進に関し、知事が必要と認める経費

(2) 上記(1)の事業の実施に要する管理経費のうち次に掲げるもの

ア 職員の給与及び諸手当に要する経費

イ 協会の運営に要する費用

ウ その他職業能力の開発促進に関し、知事が必要と認める経費

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、毎年度、予算の範囲内において知事の定める額とする。

(交付申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第1項の申請書の提出時期は、毎会計年度定めるものとする。

3 規則第4条第2項各号から第4号に掲げる事項に関する書類の添付は要しない。

(交付決定通知書の様式)

第5条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(交付の条件)

第6条 規則第7条第2号の規定により前条の交付決定通知書に記載する補助金の交付の条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業に要する経費又は補助対象経費の配分を著しく変更しようとするときは、様式第3号の変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けること。ただし、

事業収入等の収入額が当初の予定額を上回った場合において、その上回った額の全部又は一部を補助事業に充当するときは、この限りでない。

- (2) 補助事業の内容を著しく変更しようとするときは、様式第3号の変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、様式第4号の中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期限内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに知事に報告して、その指示を受けること。

（交付方法）

第7条 知事は、規則第5条の規定により交付決定した額を概算払いの方法により交付することができる。

（申請の取下げ期間）

第8条 規則第8条の規定により補助金の交付申請の取下げをすることができる期間は、当該交付決定通知書の受領の日から1週間以内とし、当該取下げ申請は、書面により行うものとする。

（実施状況報告）

第9条 協会の長は、当該年度の4月1日から10月31日までの補助事業の実施状況を記載した様式第5号の実施状況報告書を、当該年度の11月15日までに知事に提出しなければならない。

（実績報告書の様式等）

第10条 規則第13条の報告書の様式は、様式第6号のとおりとする。

- 2 前項の報告書には、当該年度の収支決算書（積算内訳を明らかにしたもの）添付しなければならない。
- 3 前項の報告書の提出期限は、補助事業の完了の日又は補助事業の廃止若しくは中止の承認を受けた日から15日を経過した日と当該年度の3月31日とのうち、いずれか早い日とする。

（財産処分制限の緩和期間）

第11条 規則第19条ただし書きに規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐久年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の規定による耐久年数に相当する期間とする。

（処分制限財産の指定等）

第12条 規則第19条第2号に規定する知事の定める財産は、1件当たりの取得価格又は効用の増加した価格が50万以上の財産とする。

(財産処分収入の処置)

第13条 第11条に規定する期間内において、知事の承認を受けて、規則第19条各号に規定する財産を処分したことにより収入のあったときは、知事は、協会に対し、別に通知するところにより、その収入の全部又は、一部を県に納付させることができるものとする。

(書類の整備等)

第14条 協会の長は、様式第7号の調書を作成し、並びに補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業等の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、承認を受けた日）の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(書類の提出部数)

第15条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、2部とする。

附 則

- 1 この要綱は、昭和54年4月1日から適用する。
- 2 埼玉県技能検定協会運営費補助金交付要綱（昭和45年5月15日決裁）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成22年9月17日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年6月4日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年1月21日から施行し、令和3年1月1日から適用する。

様式第 1 号 (第 4 条関係)

埼玉県職業能力開発協会費補助金 交付申請書

文 書 番 号
(元号) 年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

主たる事務所の所在地
名称及び代表者の氏名

下記により埼玉県職業能力開発協会費補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付
手続等に関する規則第 4 条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業の実施期間
- 2 交付申請額 円
- 3 交付申請額内訳 別紙 1 のとおり
- 4 補助事業の実施計画 別紙 2 のとおり
- 5 添付書類 (1) 当該事業年度の収入予算書
(2) その他

様式第2号（第5条関係）

埼玉県職業能力開発協会費補助金 交付決定通知書

産 人 第 号
(元号) 年 月 日

様

埼玉県知事 印

(元号) 年 月 日付けで申請のあった埼玉県職業能力開発協会費補助金については、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則15号）第5条の規定に基づき、下記のとおり交付決定したので、同規則第7条の規定により通知する。

記

1 交付金額

2 支払方法

3 交付条件

埼玉県職業能力開発協会費補助金交付要綱第6条の規定のとおりとする。

4 その他

この補助金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に規定する間接補助金に該当するので、同法律の適用がある。

様式第3号（第6条関係）

埼玉県職業能力開発協会費補助金 補助事業変更承認申請書

文 書 番 号
(元号) 年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

主たる事務所の所在地
名称及び代表者の氏名

(元号) 年 月 日付けで産人第 号で交付決定を受けた補助事業を別紙
のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- (1) 当該事業年度の収入予算書
- (2) ○ ○ ○ ○ ○

様式第4号（第6条関係）

埼玉県職業能力開発協会費補助金 補助事業中止（廃止）承認申請書

文 書 番 号
（元号） 年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

主たる事務所の所在地
名称及び代表者の氏名

（元号） 年 月 日付けで産人第 号で交付決定を受けた補助事業を下記により中止（廃止）更したいので、御承認ください。

記

- 1 中止期間（廃止期日）
- 2 中止（廃止）するに至った理由
- 3 添付書類
(1) ○ ○ ○ ○ ○
(2) ○ ○ ○ ○ ○

様式第5号（第9条関係）

埼玉県職業能力開発協会費補助金 補助事業実施状況報告書

文 書 番 号
（元号） 年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

主たる事務所の所在地
名称及び代表者の氏名

標記補助事業の（元号） 年 10月 31日現在の実施状況を、別紙のとおり報告します。

様式第6号（第10条関係）

埼玉県職業能力開発協会費補助金 補助事業実績報告書

文 書 番 号
（元号） 年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

主たる事務所の所在地
名称及び代表者の氏名

（元号） 年 月 日付け産人第
紙のとおり報告します。

号で交付決定を受けた補助事業の実績を別

添付書類

当該年度の収支決算書